

4月1日に適用する予定である。貴部局におかれては、見直しの結果に基づく対応について願います。

(2) 水質管理の徹底（水質検査の信頼性確保に関する今後の取組）

水道法に基づく水質検査は登録検査機関等に委託して行うことが認められているが、検査料金のいきすぎた価格競争等により水質検査の信頼性への懸念が生じていることを受けて、平成22年度に「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」（座長：安藤正典 武蔵野大学環境学部客員教授）を水道課内に設置、水質検査の信頼性を確保するための取組に関する報告書を取りまとめた。現在、報告書に基づく以下の取組等を順次行っているところである。

1) 水道法施行規則の改正及び施行通知の発出

①水道事業者等が登録検査機関等に水質検査を委託する場合の措置の明確化、②登録検査機関が遵守すべき検査方法の明確化、③検査機関の審査時に必要な提出書類や保存すべき書類の追加等に関する水道法施行規則の一部改正を平成23年10月3日に公布、あわせて通知を発出した。平成24年4月1日の施行に備え、水質検査の受委託や水質検査計画の策定に際し、水道事業者のご指導を願います。

2) 検査方法告示の改正

水道水質検査において遵守すべき基礎的作業を明確化等するための検査方法告示の改正を行うこととし、平成23年11月から1ヶ月間パブリックコメントを実施した。検討会での審議を経て、平成24年2月中に公布、平成24年4月1日に施行する予定である。水質検査を自ら実施または受託する自治体におかれては、告示改正に伴う必要な体制整備を願います。

3) 登録水質検査機関の指導等

厚生労働省では、従前から実施している外部精度管理調査に加え、平成24年度から登録水質検査機関が行う日常の水質検査業務において精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を実施する予定であり、水道課内に設置する「水道水質検査精度管理検討会」（座長：安藤正典 武蔵野大学環境学部客員教授）において検討を行っているところである。改正水道法施行規則では水道水質検査を委託する自治体等においても当該調査等で受託者が適切な水質検査を行っているか確認するべきとされていることから、水質検査を委託する自治体においても当省の取組を参考にした取組の実施を願います。

(3) 水道水質基準等の見直し

平成15年の厚生科学審議会答申に基づいて、厚生労働省では常設の検討会を設置して、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。

水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、各水道事業者等においては、引き続きその実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行っていただくとともに、

当該監視結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、データの提供をお願いする。

(4) クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策の充実

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、平成19年度に策定した「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水道事業者等において対策を進めていただいている。

平成9年以降は、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症の集団発生は生じていないが、水道原水からは全国的に検出されており、また、凝集処理に問題が生じた結果、浄水から検出された事例もある。

定期的に水道原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施して水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するとともに、汚染のおそれの程度を把握していない場合には、同指針に基づき、できるだけ早期に水道原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じるようお願いする。また、汚染のおそれのある場合には、濁度管理の徹底等の措置について遺漏なきようお願いする。

なお、平成22年12月21日に開催した「水道における微生物問題検討会」でクリプトスポリジウム等の新たな検出等の方法として遺伝子検出法及び粉体ろ過濃縮法の採用が了承されており、2月中に関連する検査方法通知を改定する予定である。

また、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設については、水質検査計画策定の際に、当該における水道原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法第20条第1項の水質検査に準じて当該計画に位置づけるようお願いしているところであり、引き続き対応方をお願いする。

(5) 水質事故・健康危機管理

厚生労働省では、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、「飲料水健康危機管理実施要領」（最終改正：平成14年6月）を定めており、都道府県、水道事業者等に対して、健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理のより迅速かつ適正な実施を依頼するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、厚生労働省へ連絡するようお願いしているところであり、改めて緊急時の迅速・適正な対応をお願いする。

本要領に基づく報告の大半は水道原水中のクリプトスポリジウム等の検出事例である。また、飲料水に起因する感染症の発生も毎年のように報告されているが、これらの多くは、消毒が不十分であったこと又は設備管理の不備に起因しており、平成22年7月23日付け事務連絡「浄水施設における次亜塩素酸ナトリウム注入設備に関する留意事項について」に留意の上、消毒設備の適切な維持管理等、衛生対策の徹底について遺漏なきようお願いする。

平成23年4月1日に改正水質汚濁防止法が施行され、水質汚染事故時の措置が強化されたところである。水道水質基準、水質管理目標設定項目等から58物質が指定物質に

指定され、これまで水質汚濁防止法の有害物質及び油に限られていた事故時の措置が指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設（指定施設）にまで拡大されている。水道水源における原水の水質検査等で水質異常が発生した場合には、環境部局に情報を提供すること等により、原因の究明等必要な対応をお願いする。農薬類については、平成14年から農薬取締法に基づく使用規制がかけられていることに留意し、原水から農薬類が検出された場合には、環境部局・農業部局と情報を共有し、関係部局による水道水源上流での農薬の不適正使用対策への協力をお願いする。

また、消費者庁関連法が平成21年9月1日に施行されたことに伴い、水道水の供給に起因して消費者安全法に規定する「重大事故等」が発生したことを把握した場合には、直ちに消費者庁へ通知するよう義務付けられたが、当該通知は厚生労働省において行うので、従前と同様、当課への速やかな情報提供をお願いする。なお、厚生労働省では、消費者庁関連法への対応について、「消費者庁関連法の施行に伴う水道事故等に関する情報提供の徹底について」（平成21年9月30日付け事務連絡）を発出しているので参考にされたい。

（6）貯水槽水道について

平成13年の水道法改正により、水道法第14条に基づき、水道事業者が定める供給規程の要件として、「貯水槽水道が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること」が追加された。各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。

厚生労働省では、さらに管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進について」（平成22年3月25日健水発0325第6号、第8号）を発出し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等の協力要請があった場合には所要の協力を行うようお願いしているところであるが、都道府県等の担当部局と連携しつつ、貯水槽水道に対する指導等を推進するよう引き続き特段の配慮をお願いする。

参 考 资 料

参考資料目次

【1-1】平成24年度水道関係予算案について	資-1
【1-2】東日本大震災からの復旧・復興	資-5
【1-3】浄水発生土の放射性物質汚染への対応	資-9
【1-4】水道施設の耐震化等の推進	資-10
【1-5】水道施設における耐震化の状況（公表資料）	資-11
【1-6】地方分権・地域主権について	資-28
【1-7】事業認可等に関する改正等について	資-28
【1-8】水道におけるアセットマネジメント	資-29
【1-9】事業評価の適正な実施について	資-30
【1-10】新水道ビジョンの策定・地域水道ビジョンの策定状況	資-31
【1-11】鉛製給水管の適切な対策について	資-40
【1-12】水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）	資-41
【2-1】広域化・官民連携の推進	資-42
【2-2】広域的水道整備計画の策定及び策定状況について	資-44
【2-3】水道整備基本構想等の策定及び改定状況について	資-46
【2-4】水道事業者等に対する指導状況	資-48
【3-1】水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて（案）	資-50
【3-2】飲料水に関する健康危機管理・水質事故	資-58
【3-3】貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進	資-59
【3-4】水安全計画の概要	資-60

【1-1】 平成24年度水道関係予算案について

平成23年12月
健康局水道課

公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

区 分	平成23年度 予 算 額	平成24年度 予 算 案	うち、 復旧・復興枠	対前年度 増△減額	対前年度 比率 (%)
水道施設整備費	41,644	72,920	40,087	31,276	175.1
簡易水道	16,898	23,751	4,526	6,854	140.6
上水道	24,707	28,719	15,557	4,012	116.2
指導監督事務費	—	58	0	58	—
補助率差額	6	5	0	△1	90.0
調査費	33	36	4	3	107.8
災害復旧費	0	20,350	20,000	20,350	皆増
※東日本大震災の復旧費等を除いた場合 水道施設整備費	41,644	52,916	20,083	11,272	127.1

注）：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計

【国庫補助制度の拡充・重点化等】

1. 地震防災対策強化地域等での耐震化の推進【復旧・復興枠】 201億円

東日本大震災を教訓として、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道の耐震化を推進するための経費を別枠で確保。

- ① 地震防災対策強化地域（東海地震に係る地域）
- ② 東南海・南海地震防災対策推進地域
- ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- ④ 東日本大震災の特定被災地方公共団体 など

2. 水道施設の復旧・復興事業の実施【復旧・復興枠】 200億円（復興庁一括計上）

東日本大震災の津波等による甚大な被害から、都市計画の見直しを要するなど、平成23年度中に本復旧工事の着手が見込めない地域での水道施設の復旧。

（補助率：80/100～90/100〈財政援助法による嵩上げ〉、2/3、1/2）

3. 政令指定都市分の一括交付金化

平成23年度の都道府県分につき、政令指定都市分については平成24年度から地域自主戦略交付金（一括交付金）により対応する。ただし、東日本大震災を教訓とした防災事業として復旧・復興枠で計上している1.の耐震化関連事業（ライフライン機能強化等事業など）は除く。

非公共関係予算

⑨ 効率的な更新計画検討事業費 12百万円

高度経済成長期等に整備された水道施設の更新ピークや耐震化の進捗の遅れを背景として、中長期的視点に立った水道施設の計画的更新に不可欠なアセットマネジメントの取組を促進させるため、事業評価事例の収集やアセットマネジメント簡易ツールを作成する。

(実施主体：国)

⑩ 水道施設耐震化推進事業費 15百万円

耐震診断モデル事業を実施し、耐震化の底上げが必要な中小規模事業者による具体的な耐震化計画策定方策を整理する。

(実施主体：国)